

特別免許状の検定基準

- 1 授与候補者が、教育職員免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。（教育職員免許法第5条第2項）

教育職員免許法第5条第1項各号	
1	18歳未満の者
2	高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
3	拘禁刑以上の刑に処せられた者
4	第10条第1項第2号又は3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
5	第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
6	日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（免許法第5条第1項第1号から第6号まで）

- 2 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者であること。（教育職員免許法第5条第3項第1号）

担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者	
1	原則として、学校等において担当する教科に関する授業に携わった経験を最低1学期間以上にわたって有する者、又は担当する教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上ある者。
2	担当する教科に関し、次のいずれかに該当する者で、埼玉県教育委員会が特別免許状の授与を行うことが適当であると判断した者。 ア 外国の教員資格を有する者 イ 公的資格を有する者（建築士、情報処理技術者、伝統工芸士等） ウ 修士号、博士号の学位を有する者 エ 国際的な規模において行われる競技会に出場した者、全国規模の大会において優秀な成績を収めた者、これらの者を指導育成した実績を有する者 オ 世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者、全国規模のもので優秀な成績を収めた者 カ 教員採用選考試験の実施による評価等により優れた知識経験等を有すると教育委員会が認めた者

3 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者であること。（教育職員免許法第5条第3項第2号）

4 学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合に該当すること。（教育職員免許法第5条第3項）

任命権者又は雇用者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づき確認を行う。

原則として、各学校の教育課程に位置付けられており、次のいずれかに該当し、かつ、任命権者又は雇用者が、授与候補者に対する研修計画の立案、実施及び学習指導要領等の共通理解のための体制を整えているか。

- 1 より専門性の高い内容を求める必要がある場合で、必要とされる知識経験等を授与候補者が有する場合
- 2 特殊な分野で、授与候補者以外の人材の確保が困難な場合
- 3 その他特に必要があると認められる場合

5 学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴き、特別免許状授与について適当と認められた者であること。（教育職員免許法第5条第4項）